

名古屋大学が開拓する

「アジア力」アジヤリキと法学の未来

Nagoya University "Moving Forward with Asia"



鮎京正訓(あいきょう まさのり)
早稲田大学大学院法学研究科博士課程後期課程満了。博士(法学)。
名古屋大学大学院法学研究科教授。専門分野は憲法、ベトナム法。
理事・副総長。

名古屋大学が開拓する

アジア力と

りよく

法学の未来

まだ世界がアジアに注目する前から、その成長の可能性を信じ研究や教育活動を通じてアジア諸国との親交を深めてきた名古屋大学。名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)を中心とする法整備支援や法学教育支援、法学部・法学研究科の活動が実を結び、今や名古屋大学のアジア力は世界屈指のものとなっています。そしてここから、日本とアジア、世界との新たな関係を築くために名古屋大学はアジア力を拡大し、法学の未来を拓いていきます。

なぜアジアに取り組むのか

鮎京正訓理事・副総長

日本の法学においては、アジアを研究することは

「亜流」とあるという学問的雰囲気はずっと続いていました。

明治期以来の「脱亜入欧」の精神が、

長きにわたり法学をも支配してきたのです。

それに対して、名古屋大学法学部・法学研究科は、

1990年代の初頭から、研究と教育の両面において、

アジア地域に本格的に取り組むことを決定し、およそ四半世紀にわたり、

アジア諸国と真摯に向き合ってきました。

アジアは、欧米と共に、日本の最も親しい国々から成り立っています。

私たちは、これらアジア諸国の法と社会を本格的に研究することによってこそ、

これらの国々との本格的なパートナーとなることができます。

アジア諸国法の研究は、多くの困難を伴いますが、現地の言葉を知り、

友人を得、歴史と現状を学ぶことによって、

アジア諸国の法と社会を理解することができます。

さらに法学の新しい学問的課題を発見できると確信します。

名古屋大学は、さらに研鑽を積み、

アジア諸国法研究の「トップランナー」として成長を図っていきます。

03 なぜアジアに取り組むのか

鮎京正訓 / 理事・副総長

20 アジアで活躍する修了生

社本洋典 / 独立行政法人国際協力機構ネパール国個別専門家、弁護士

05 アジアでの法学教育から

法学研究の未来へ

小畑 郁 / 法政国際教育協力研究センター長
法学研究科教授

21 日本法教育研究センターの挑戦

宮島良子 / 法学研究科特任講師

23 アジアに展開する日本法教育研究センター

24 留学生に選ばれる教育力

横溝 大 / 法学研究科教授
カラケトフマクスト / 法学研究科博士課程後期課程3年(当時)
チャントウチャン / 法学研究科博士課程前期課程1年(当時)

08 旧社会主義国と法整備

市橋克哉 / 副総長 法学研究科教授 — 08
中村真咲 / PhD登龍門推進室特任准教授
法学研究科特任准教授 — 09

26 次世代リーダーを育てるアジアサテライトキャンパス学院

アムバイ・チマーン / ラオス国会法制局長

10 名古屋大学発、

ASEANとの連携戦略

A・K・P・モクタン / ASEAN事務局事務次長
濱口道成 / 名古屋大学総長

27 日中韓の共なる未来へ

姜 東局 / 法学研究科教授
國分典子 / 法学研究科教授
宇田川幸則 / 法学研究科教授

15 ASEAN共同体を支える法制度づくり

コン・テイリ / 法政国際教育協力研究センター准教授

30 アジアで活躍するグローバル人材をアジアで育て送り出す

伊藤光理 / キャンパスアジア派遣学生 法学部4年
小田侑哉 / キャンパスアセアン派遣学生 法学部3年

16 世界に広がる法律家の役割

赤根智子 / 法務省法務総合研究所長
神保文夫 / 名古屋大学大学院法学研究科長

30 世界で花開け、「アジアの力」

定形衛 / 法政国際教育協力研究センター教授



小畑 郁(おばた かおる)
京都大学大学院法学研究科博士
後期課程研究指導認定退学。名古屋
大学大学院法学研究科教授。
専門分野は国際法。2014年から
法政国際教育協力研究センター長。

形式上の法ではなく
「生きた規範意識」の重要性

2014年7月、日本の大手ファースト・フード店やコンビニで提供されていた鶏肉加工食品の販売が中止される事件がありました。これらの仕入れ元である中国の食品工場でひどく不衛生な食品の取り扱いが発覚したからです。深刻なことは、この工場では、最先端の食品品質衛生管理といわれる製造工程管理の国際規格が適用されていたことです。にもかかわらず、現場の労働者や管理者は、監視の目のないところでは平然とやってはいけないことをやっていたのです。このことが示すのは、どんなに「立派な」法でも、それを形式上受け入れていても、現場の人々にとって「生きた規範意識」となって

いなければ、意味がない、ということ。

日本の法学を見直し
アジアにとって学ぶ価値あるものへ

こうした現象は、私たちに、深刻に考え直さなければならぬ問題があることを思い起こさせてくれます。私たちはアジアの発展途上国や体制移行国の人々に、もともと西欧起源の法学を教えています。しかし、それが果たして社会の現場で生かされるかどうかは、不確かなのです。外国人が西欧起源の法を持ち込むこと、そのこと自体に対する疑いや不信があればなおさらです。さらに、社会から信頼されていないというものが国家法のなかに形式的に受け入れられたとすれば、もともと強い、法に対するニヒリズムを増幅することになり、「法の支配」の確立への道はより困難になるでしょう。

では、私たちはどうすればよいのでしょうか。一つには、それぞれの社会における「生きた規範意識」をもっと理解することです。「生きた規範意識」の中で、育つ種苗は何か、というアプローチで考えなければなりません。

もう一つには、同じく西欧起源の法を受け入れてきた日本の問題をもっと謙虚に考えなければならぬと思います。日本社会と日本法は、法に対するニヒリズムや近代化・産業化から生ずる負の問

題から免れてきたでしょうか。私たちの法学も、社会と法との間にある矛盾を含んだ関係をも取り込んだものとならなければなりません。そうした法学こそ、アジアからの留学生にも学んでもらう価値のあるものになるはずです。

アジアでの法学教育から 法学研究の未来へ

法が社会の現場で機能するには、人々にとって「生きた規範意識」となることが必要です。名古屋大学法学研究科・CALEは、そのためのアプローチを探究し、アジアにおける法学教育の発展とそれを支える法学研究の深化を目指しています。

小畑 郁

法政国際教育
協力研究センター長
法学研究科教授

● 学術交流協定締結機関(法学分野)

● 名古屋大学海外拠点

(2015年2月現在)

アジア研究・人材育成をリードする 法学分野の拠点「CALE」

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)

<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

CALEは、法学分野の国際協力を推進するセンターとして、2002年文部科学省令に基づき設置されました。法整備支援・アジア諸国法研究に関する世界屈指のグローバルネットワーク拠点として、日本政府・大学等と連携して法整備支援事業を展開しています。



◎ CALE 3つのミッション

Mission 01 アジア法研究・法整備支援研究

アジア諸国法や法整備支援理論の研究をコーディネートします。

Mission 02 法学教育支援

アジア諸国で求められている、自国の法律を自らつくり、運用できる人材を育成します。

Mission 03 国内人材育成

アジアに精通し、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーを育成します。

日本法教育研究センター／日本法律研究センター

<http://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/>

名古屋大学法学研究科・CALEは、アジアの8か所に、教育・研究活動を行うセンターを設置しています。名古屋大学・センター修了生のネットワークの広がりが、教育・研究双方の発展へとつながっています。





市橋克哉(いちし かつや)
名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程講師。名古屋大学大学院法学研究科教授。専門分野は行政法。副総長。

長いプロセスの中で育まれた人材が 日本とアジアのかけ橋となる

市橋克哉

世界に大いなる示唆を与える モンゴル法の100年

モンゴルは1911年の独立宣言後に近代化を開始し、1924年に日本に次いでアジアで2番目に古い憲法を制定しました。また、1990年には社会主義を放棄して複数政党制と市場経済化を無血で導入したという歴史的経験を持つ国です。このモンゴル法の100年に及ぼうとする歴史を振り返るとき、私たちはそこから何を学ぶのでしょうか。

社会主義期のモンゴルは、大国の狭間で独立を守るために「ソ連の衛星国」と呼ばれるほどソ連に従属しましたが、1985年からベレストロイカが始まると、歴史の闇に葬られたモンゴルの政治家や研究者たちの再評価が精力的に進められました。それは、民主主義の思想的な系譜をモンゴルの歴史に見出すことにより、モンゴルに民主主義を根づかせようとする知的な試みでしたが、また社会主

義期にも自由な思想が失われなかったと示した意味で、世界的な普遍性を持っていました。

一方で、1990年以降の市場経済化では、新自由主義の影響を受けた国際金融機関が急進的な法改革をモンゴル政府に求め、牧畜協働組合や国营農場の民営化、土地私有化で大きな混乱を引き起こされ、近年ではグローバル企業の鉱物資源開発による環境汚染も問題となっています。こうした社会問題に対して、牧民たちが行政訴訟の制度を使ってグローバル企業と戦うという新たな図式が生まれており、他の体制移行国や新興国に共通する社会問題への示唆を与えます。

このようにモンゴル法の100年は、世界史的な思想課題やグローバル化時代の社会問題へのヒントに満ち、名古屋大学がアジア諸国で展開する法整備支援の道標ともなっています。

旧社会主義国と 法整備

1990年代以降、アジアの多くの社会主義国が市場経済へと移行しました。日本政府は、法の支配の確立を目指すこれらの国々のために、法整備支援事業を推進。名古屋大学は、政府と連携して法令の起草や法学教育などを支援しています。

ウズベキスタンの行政手続法支援の 教訓と大学の人材養成

ウズベキスタンの法整備支援について、「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(2013年5月)(以下、「政府文書」という。)のなかで、政府の考え方が述べられています。そこには、「行政手続法令の改正などの協力の成果と教訓を踏まえ、具体的な成果につながる分野を慎重に見極めつつ、引き続き法運用のための人材育成を行う」と、書かれています。

この文章を読んで、研究・教育に携わる大学人としては、違和感を覚えるのです。人材養成は、長い(二世代)プロセスで考えていますので、その時点の評価はもちろんなるのですが、それを長期プロセスのなかで考え、変化や進化に注目し一歩進めるという漸進的変化を目指すのが、

基本的な立場だからです。

ウズベキスタン側のカウンターパートは司法省でした。司法省のなかにワーキンググループがつけられ、これは若い職員が中心となりました。議論の繰り返しというプロセスのなかで彼らを育てました。わたしたちの支援で育った彼らが、今、古い世代の法律家に新しい考え方を普及しています。

大学人からみると、彼らこそ、政府文書が述べる「法の支配の定着」を進める人材であり、日本との連携のかけ橋になる人材だと思えます。政府文書がいう3〜5年で「具体的な成果につながる分野」を選んで行う支援もあるのですが、それと並んで、長期的なプロセスで行う支援を効果的に接合させることが求められているのです。

中村真咲(なかむら まさき)
名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程後期課程満期退学。名古屋大学PhD登龍門推進室特任准教授、法学研究科特任准教授。専門分野は基礎法学。



体制移行国や新興国に共通する 社会問題を解くために

中村真咲

PhD登龍門推進室
特任准教授
法学研究科 特任准教授
中村真咲

持続可能な発展のために
日本とASEANは一層の連携を

濱口「今、人類は環境問題に資源の枯渇、人口増加による食糧危機といった課題に直面し、科学的な見地から持続可能な社会を確立しなければならぬ時代に入っています。また、日本の少子高齢化は激しく、特に大学関係者を悩ませているのが2018年問題です。2018年以降、大学進学者数が減少に転じ、13年後の2031年には17万人が減少するとも言われています。それは日本の科学技術を担い、イノベーションを起こす若い人材の減少にも直結します。名古屋大学が立地する中部地方は日本のものづくりの心臓部。愛知県の車や航空機、静岡県の二輪車や医薬品など、日本トップレベルのものづくりの伝統がありますが、

体^{※1}の創設が、世界中の関心を集めています。共同体創設の意義をどのようにお考えですか。

モクタン「2013年の統計ではASEAN全体のGDPは約2.4兆ドル。世界の経済ランキングでは7番目ですが、今のペースでいけば2050年には4番目になるでしょう。ASEAN共同体が発足する経済上の意義がそこにあるわけです。また、ASEAN全体の人口は約6億2500万人で、中国、インドを合わせれば世界の半分以上の人口を占めます。そこで、日本や中国、インドなども含めた16か国によるRCEP（東アジア地域包括的経済連携^{※2}）の構想を進めており、2015年のASEAN共同体の結成はRCEP実現に向けた一つのステップになると期待しています。

ASEAN事務局事務次長
A・K・P・モクタン
名古屋大学総長
濱口道成

継承する人材が足りません。今まで培ってきた科学技術の力や人材育成の力をもっと広く伝えなければ、いずれ、それらの価値は消滅してしまいます。そこで注目されるのがASEAN（東南アジア諸国連合^{※1}）をはじめとするアジア諸国との連携です。モクタン「ASEANは1967年の誕生から2015年で48年目を迎えます。長い歳月をかけてここまで来たというのは非常に意味のあることです。政治体制、文化、宗教の異なる10か国が加盟し、このような唯一無二の地域統合のモデルをつくり出してきたこと自体が、大きな希望だと言えるでしょう。政治や経済発展の面で国家間の格差はありますが、それぞれの国が統一の意志をはっきりと表明している。その点が先進的だと考えています。

濱口「現在は2015年のASEAN共同体^{※1}—ASEANの成長力は目を見張るものがあります。モクタン「もちろん、域内格差の克服という課題があり、2030年にASEAN全体でGDPを2倍にし、貧困を半減するという目標の実現は大きな挑戦です。さらに、国民やコミュニティを中心とした発展ができるかどうかも重要です。そして、大国の影響がある中、ASEANが主導的な立場をどう維持していくかを考えなければなりません。ASEAN共同体が直面している問題は、日本にとっても無関係ではないと思います。

濱口「やはり求められるのは、日本も含めたASEAN全体の安定した発展の実現です。ASEAN諸国との連携は時代の要請であり、中部を基盤とする名古屋大学の使命でもあると思っております。

「教育・研究の枠を超えて
ビジネスの振興でも名古屋大学の力を」

A・K・P・モクタン

名古屋大学発、 ASEANとの 連携戦略

2015年の共同体創設を控え、世界から注目されるASEAN。名古屋大学はいち早くASEAN加盟国との連携を進めており、モクタンASEAN事務局事務次長と濱口道成総長との対談は、アジアにおける名古屋大学の新たな役割が示されるものとなりました。

「アジア力を蓄えた名古屋大学だからこそ、
自信を持って大胆な挑戦ができる」

濱口道成

（※1）

ASEAN（東南アジア諸国連合）

1967年、タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアによって設立。その後、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟し、現在10か国で構成される。

（※2）

ASEAN共同体

2015年に発足予定。「政治・安全保障共同体」「経済共同体」「社会・文化共同体」の3本柱から成り、経済のみならず政治・安全保障・社会・文化の面でも地域統合の深化を目指す。

（※3）

RCEP（東アジア地域包括的経済連携）

ASEANが提案する東アジア地域の包括的経済連携。ASEAN10か国に、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドを含めた計16か国での実現を目指す。





Achmad Kurnia Prawira Mochtan
(アフマド・クルニア・プラウイラ・モクタン)
国際基督教大学博士号(行政学)。アジア生産性機構総務財務部長、日・ASEAN統合基金理事長などを経て、現在、ASEAN事務局事務次長。インドネシア出身。

アジアサテライトキャンパスから各国の中核を担う人材を輩出

モクタン一名古屋大学はASEAN加盟国と長年にわたり研究活動をされてきたうえで、

濱口一ももう20年以上になるでしょうか。法整備や医療行政など政治・行政分野のほか、農業分野でも支援を行っております。また、2013年、ベトナム・フエに内視鏡トリーニ

ングセンター^(※4)を開設し、ベトナム初となる胃がんの内視鏡手術(内視鏡的粘膜下層剥離術)を行いました。ASEAN諸国と通常の研究レベルに終わらない深い連携を築いてきたことで、企業のアジア進出や現地のパートナーとの連携などを支援できる力が大学に蓄積されています。ビジネスの世界においても名古屋大学の力が必要とされていると確信しております。

モクタン「日本とASEANは早くから協力関係を結び、首脳会議や大臣級、専門家レベルの会議などさまざまなレベルで交流を図ってきました。ただ、それはいずれも官と官との間で活動の中心です。ところが、名古屋とASEAN諸国の間では既に多様な交流が進んでいます。特に、私が感嘆したのは名古屋大学のアジア展開で、アジアの国々にキャンパスを設置するそうですね。

濱口一「はい。2014年10月からモンゴル、カンボジア、ベトナムでアジアサテライトキャンパス学院をスタートさせました。連携のスタイルを構築したいですね。その中で中部の企業とも連携し、イノベーションを創出できる場にも思っています。

モクタン「ASEAN研究センター構想の実現は、私の願いでもあり、名古屋大学に非常に期待しております。日本のものづくり文化を研究したり、人々に日本のものづくりの現場を見せたりと、日本のビジネスが経験できるセンターになれば、ASEANにとっては非常に有益です。もちろん、日本にとっても有益な場にならないわけにはいきません。例えばジェンダーの問題ならば、インドネシアやマレーシア、フィリピンでどのように女性が活躍しているかを研究し、その成果を日本に持ち帰ることもできるでしょう。

濱口一「本当にそうですね。実は日本の女性の社会進出はアジアの中でも遅れています。モクタン事務次長のいらっしゃるASEAN事務局の局長クラスは、ほとんど女性だとお聞きしましたし、ミャンマーやタイの大学でも女性の教授が多いんです。そこで名古屋大学では『ウェルビーイング in アジア』実現のための女性リーダー育成プログラム^(※5)で、女子学生をアジア各国に送り出す予定です。ロールモデルとなるアジアの女性たちを見れば、学生たちも勇気づけられるでしょう。また、アジアサテライトキャンパスが

アジア各国の政府中核で働いている方々を国際版の社会人入学として博士課程に受け入れるもので、2015年以降はウズベキスタン、ラオス、ミャンマーなどに設置します。研究分野はアジアの持続的な発展を支える法制度設計、医療行政、食糧生産・農業開発、経済・社会開発の4分野です。講義スタイルはハイブリッド型と呼んでいる新しい形式で、短期スクーリングで名古屋大学での対面式の講義を行うほか、ICT(情報通信技術)を活用して講義や論文指導を行います。さらに、日本の国立大学としては初めて現地に本格的なキャンパスを開設し、論文指導などを行う教員も配置します。海外の同窓会支部で卒業生の方々とお会いすると、もつとプレゼンテーション能力や政策立案能力、論文執筆力を磨くために博士課程で学びたい、とお話をされるんですね。これは潜在需要が高いと感じましたので、まずはしっかりとした仕組みをつくり、確実に成果を出していきます。

モクタン「素晴らしい取り組みですね。また、ここ数年間で名古屋大学に入学する東南アジアの学生が急増しているとお聞きました。やはり、名古屋とASEANとの関係づくりにおいては名古屋大学の役割が大きく、前面に出てリードすべきだと思います。

濱口一「ありがとうございます。このアジア基地となることで、学生たちの活動が一層活発になるだろうと期待しています。

アジアの多様性の中に身を置き大きな夢を抱いてほしい

濱口一「バリ島のバリトンダンス、ジョグジャカルタのプランバナン寺院群など、アジアの文化は長い歴史と奥の深さ、多様性に満ちあふれ、どの国にも独自の文化が息づき、いずれも素晴らしい価値を持っています。21世紀は、そうした価値がもつと大切にされる時代になってくるはずですね。一方で、日本は多様性を既に失ってしまった国と言えます。今、盛んにイノベーションが叫ばれていますが、同じような考えで同じ行動をとる集団からは、新しい発想も技術も生まれてこないでしょう。日本がイノベーションを目指すなら、多様性をいかに取り入れ再生させるかを考えなければなりません。そういう意味では若い世代がアジアの多様性に学ぶことが、グローバル社会で生きていくためにも必要ではないでしょうか。

モクタン「そうですね。また、私はこれから世界を目指す若者

サテライトキャンパスは、名古屋大学のショーカーケースになるはずですね。実際の教育現場をお見せすることで名古屋大学の魅力を理解いただき、優秀な人材に留学していただけたらと思っています。そして、帰国しても研究の場があるという一連の流れをつくり、各国の大臣などの要職を担う人材を輩出することで、関係を強固にしていきたいと考えております。

ASEANとの連携の典型例を名古屋がつくり、発信していく

モクタン「大学の主眼は教育・研究ではありませんが、私がさらに期待するのはその枠を超えた情報発信や、より多くの機関との双方向のコミュニケーションです。いずれはビジネスに対する助言も行うなど、名古屋大学には名古屋とASEANのビジネス振興を主導していただきたいですね。それは名古屋大学にしかできないことではないでしょうか。

濱口一「そこで将来、そうした場になればと検討しているのが、名古屋大学ASEAN研究センター(仮称)構想です。アジア各国で活躍する人材の情報交換の場、新たな研究のヒントが得られる場を開設するのが目標です。それによって、日本とASEANが一緒に発展していく典型例を、名古屋から発信し、名古屋独自の

には、三つの能力が不可欠だと思っています。一つはスキルです。世界の変化を常に見ながら、必要なスキルを獲得しなければなりません。言語であれば母語と英語ともう一つ、三つの言語を習得していただきたいですね。次に知識。それぞれが自分の専門分野を探究するのはもちろんですが、歴史も必ず学んでいただきたい。例えばASEANが48年をかけて今日に至ったように、どの国にも開国の父というべき存在がいて、彼らの不断の努力によって一歩ずつ前進してきたわけで



濱口道成(はまぐち みちなり)
名古屋大学大学院医学研究科博士課程修了。医学博士。専門分野は腫瘍生物学。名古屋大学大学院医学系研究科長・医学部長を経て、2009年より現職。

(※4)

内視鏡トレーニングセンター

2013年9月、内視鏡の診断や治療手技などを指導・教育することを目的に、ベトナムのフエ医科大学に設置。現地に医師や看護師を派遣しているほか、ベトナムから医師を招き、名古屋大学医学部附属病院でも指導している。

(※5)

「ウェルビーイング in アジア」実現のための女性リーダー育成プログラム

文部科学省の博士課程教育リーディングプログラム。食・健康・環境・社会システム・教育をキーワードに、アジアのウェルビーイングの実現に資するグローバルに活躍する女性リーダーの育成を目指す。

す。そのプロセスを理解することが、次に踏み出すためには必要です。そして、最後が未来への姿勢です。大きな夢を持つことを恐れず、常に前向きな姿勢でいることです。ASEANの賛歌『The ASEAN Way』にも「dare to dream」という言葉が入っていますが、人生にとって夢を見ることは、とても大事なことでないかと思えます。

濱口一おっしゃる通りです。日本の戦後の成長は、戦争で国土が荒れ果てた中で、町工場で働いていた人が大きな夢を見て成し遂げてきたものです。バナソニックやホンダがいい例です。そういう活力を取り戻せる最後のフェーズに、日本は入っているのかもしれませんが、だからこそ、私はもっと学生たちを長期にわたってアジアの国々に送りたいのです。現地の文化や食事を味わい、多様な価値の中でどう生きるかをもう一度考えさせることで、日本に活力が戻り、アジアとの交流も広がっていくはず。実際、学生たちはたくましく育っており、「キャンパス・アセアン」(ASEAN地域発展のための次世代国際協力リーダー養成プログラム)^(※6)で派遣され、ベトナム語やカンボジア語をマスターして活動する学生も出てきました。場を提供すれば日本の若者も変わっていくのだ、と手応えを感じています。

名古屋大学のアジア力でアジアのハブ大学になる

モクタン一総長のお話にも出ましたが、私は人材を育てるには、何よりもモデルを見せることが大事だと考えています。例えば、濱口総長はアジアのハブを名古屋大学につくるといふ大きな夢をもって活動している。その姿を学生たちに見せることで、彼らも刺激を受けるのではないのでしょうか。また、各研究科などの先生方のリーダーシップも重要です。教えることは当然ですが、常にビジョンを掲げ、リーダーシップをとって進めていく姿を見せることです。間近にモデルを見ることが、学生は大きく成長するはず。

濱口一力強い励ましのお言葉をいただき、決意を新たにいたしました。法制度の違う国で本格的にキャンパスを開設するのは大変難しいことですが、私たちは各国の制度に則って法人化したキャンパスを設置します。大胆な挑戦ですが、今まで法整備支援などを通じてアジアで実績を積み、アジア力を蓄えた名古屋大学だからこそ、自信を持つてできるのです。私は名古屋大学をアジアのハブ大学にすると言いました。今後もその夢を追いかけ、必ず実現したいと思えます。本日は貴重なお話をありがとうございました。



(※6) キャンパス・アセアン
大学の世界展開力強化事業の一環として実施している交換留学プログラム。ASEAN諸国の7大学と連携し、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った大学間交流の枠組み形成を進めている。

ASEAN共同体を支える法制度づくり

国家間の違いを乗り越え、共存の道を選択したASEAN。今後も、共同体の基盤となる法の整備は不可欠であり、法制度づくりに貢献してきた名古屋大学の活動が、ますます重視されています。

ASEAN経済共同体設立における法的課題の解決を目指す

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、1967年の設立から、もうすぐ50歳を迎えます。そして、2015年には、多様な政治・経済体制、文化基盤、言語・思想を持つASEAN地域が、いよいよ一つの経済共同体として走り出します。それは、加盟国間の相違よりも関係性を重視し、共存の道を選択するということです。

そのために今、地域内の多様性を創出した歴史的・社会的・思想的そして認識的な乖離を十分に埋めないうまま、それらの乖離を緩和し、解決しようとする試みが急速に展開されています。例えば、「絆」に相当する「連結性(connectivity)」概念の導入や、ASEAN大学ネットワークの

推進など、さまざまな形で官・民・社会レベルでの交流が進められています。

このような交流を支えるためには、法的基盤を整備する必要があります。しかし、いまだに法整備は初期段階。対話や実験を繰り返しながら、具体的な課題を特定し、その解決に向けて基準設定を行っている最中に過ぎません。コンセンサスを重視するASEANの政治的な枠組みにおいては、地域レベルでの法的な調和と、加盟国それぞれの国内における法整備との関連性こそ最も重要な課題であると考えます。経済共同体が発足してからも、法制度づくりに貢献する国際協力は、ますます重要な意味を持つものとなるでしょう。



Kuong Teilee(コン・テイリ)
名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程後期課程講師。博士(学術)。名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授。専門分野は比較法、ASEAN諸国法、国際法。



「長年にわたるアジアへの関心が
今日の発展の背景にある」

—— 神保文夫

「その国の法をより良く発展させるために
共同作業で支援を進める」

—— 赤根智子

世界に広がる 法律家の役割

アジア諸国への法整備支援に草創期から取り組んできた
法務省法務総合研究所と名古屋大学。
赤根智子所長と神保文夫法学研究科長の対談は
日本の法の継受から、今後の人材育成にまで広がりました。

アジアを中心に展開する 日本の法整備支援

神保一名古屋大学と法務省法務総合研究所^{※1}は、法整備支援の活動を通じて以前から協力関係を築いてきました。そこで本日は、日本の法整備支援の特色や法曹の未来像などについてお話しただければと思います。最初に法務総合研究所の活動内容をご紹介しますか。

赤根一法務総合研究所は、刑事政策の研究や法務省職員に対する研修に加え、文化的にも地理的にも近いアジアを中心に刑事・民事両分野での国際協力を行っています。その中で、いわゆる法整備支援を行っているのが、2001年に設置された国際協力部です。対象国への立法支援のほか、日本

での研修や現地への専門家の派遣などを通じて立法・運用に携わる人材の育成も行っていきます。

神保一赤根先生は検事のお仕事をなさりつつ、国際協力にも携わってこられたわけですが、こうした法整備支援を法務省が担う意義については、いかがお考えですか。

赤根一法務省は基本法制の維持・整備を図る機関であり、刑法や民法などの基本法を扱っていますし、法の知識を持った人材も豊富です。実際の支援に携わる人材は検事が多く、現地の役人と同じ立場で関係が築きやすいという利点もあります。大学の研究者の方や弁護士会とも協力ができ、法務省が受け皿になることで機能的な体制で対象国を支援できると思っています。

名古屋大学から始まった 支援活動の広がり

赤根一そもそも法務省が現在の法整備支援を始めたのは、ベトナムから民法の立法支援を依頼された名古屋大学の先生のご相談を受けたことがきっかけです。その後、省としての体制や手法などを整え、経験を積み重ねて今日のような事業に育ってきたわけです。

神保一1990年代初頭、森嶋昭夫先生のごことですね。法整備支援に日本の大学が本格的にかかわるようになったのは、名古屋大学が最初だったと思います。当時、創立40周年を迎えた名古屋大学法学部は、アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（AP基金）^{※2}をつくり、組織的にアジアの法と政治の教育・研究に取り組むようになっていました。ただ、実は法学部では、既に1970年代からアジア太平洋地域の共同研究を行っており、大きく見れば現在の

CALIEの活動もその延長線上にあります。個別の研究で言えば、法学部創立の頃からアジアを研究していた先生もおられ、早期からのアジアへの関心が発展の背景にあると思います。

赤根一確かに法整備支援という言葉自体は、1990年代に使われ出した比較的新しい言葉で、それ以前から活動は行われていたわけです。法務総合研究所には、国際連合研修協力部が国連防止研修所（以下、UNAFEI）^{※3}があり、2012年に創立50周年を迎えました。UNAFEIでは立法支援は行っていないですが、各国の刑事司法の専門家に対する教育活動を続けており、ここで学んだ人々との交流や日本への信頼感が法整備支援の基盤となっています。そして、海外で司法を発展させるために蓄えてきた知見が、支援の推進力にもなっているはずです。

※1 法務総合研究所
法務省の「施設等機関」の一つで、代表的な研究・研修機関。大別して総務企画部、研究部、研修部、国際連合研修協力部、国際協力部の5部門から成り、全国8か所に支所を置く。

※2 アジア太平洋地域法政研究
教育事業基金（AP基金）
1990年の法学部創立40周年を記念し、各界から募った寄附金をもとに、翌1991年に設立。以降、アジア諸国の法・政治の研究・教育活動を組織的に開始する。

※3 国連アジア極東犯罪防止研修所
（UNAFEI）
国連と日本政府との協定に基づき、1962年に設立された国連の地域研修所。アジア太平洋地域をはじめとする各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化のため、国際研修や研究等を実施する。

国際機関で活躍する 日本の法曹を増やしたい

日本とアジアの橋渡しになる
優秀な人材を育成

神保一法務総合研究所には、法学部・法学研究科及びCALEと連携して、未来の法整備支援を担う人材を育成するために、法整備支援シンポジウムを開催いただいています。また、名古屋大学日本法教育研究センター(以下、センター)の夏季セミナーでは、優れた論文を発表したアジアの学生のためにUNAFEI賞を創設していただくなど、教育面でもご協力いただき感謝しております。赤根一UNAFEI賞は、学生さんの励みになればと2014年から表彰を始めたものです。私も論文発表に参加させていただきましたが、以前に比べ、アジアの学生の日本語論文の質が格段に向上していて驚きました。センターで蓄積されてきた教育の成果と言えますね。

神保一ありがとうございます。アジア各地のセンターを修了した学生が、法学研究科くありませんでした。しかし、日本の場合は、日本法の精神や世界基準はお教えするのですが、もともとその国にある法をより良く発展させることを念頭に、対象国の人々との共同作業という形で支援を行っています。

神保一やはり、法の継受は国や民族の歴史、社会というものを無視してはできません。西洋的な近代法を継受しようとして、うまくいかなかった国もあります。法律をつくるだけであればできて、それを運用し

に進学し、日本語で勉強しています。日本の現行法令で英訳されているのは、わずか4%程に過ぎず、判例もほとんど英訳されていません。そこに、日本語で学ぶ意義があります。

名古屋大学には優秀な留学生が集まり、素晴らしい人材へと育ちつつあります。赤根一日本語で日本法を学んだ学生たちは、その後、どのような道に進まれるのでしょうか。

神保一センターを修了後、法曹になる人や企業に就職する人もいますし、日本への留学を経て、大学教員になる人もいます。いろいろなレベルで日本とその国の橋渡しになってくれば、と考えています。

赤根一実際に、法整備支援の現場でお手伝いくださった方がセンターの修了生だったこともあり、名古屋大学の教育が法整備支援への助けになっていることは間違いありません。私が話した留学生の中には、日本で学んだことを生かして、今は母国にはない少年法や家庭裁判所を自分の国に合っ

ていけるかどうかが問題です。日本は明治時代、困難はあったにせよ、何とか西洋法を継受し法制度を整えました。法律家を養成し、庶民にも新しい法律を行き渡らせる工夫をするなど、いくつもの壁を乗り越えてきました。赤根一法の伝達は今でも大きな問題です。カンボジアやベトナムの地方には今も字が読めない方がいらつしやり、法律をつくる地方の役人がそれを口伝で教える、と聞きました。

神保一その点、日本の場合は、江戸時代に識字教育がかなり進み、法律の伝達方法も確立されました。全国津々浦々まで法律を書き写して伝達し、最末端となる町村の五人組にも名主が読み聞かせ、一人ひとりに判を押させていたようです。そうした伝達システムが明治になっても使えましたが、江戸幕府で裁判官的職務を担った与力の多くが明治政府でもそのまま裁判官になっています。西洋的な法典が出揃うまでは20年以上かかりましたが、その間にも裁判

た形でつくりたいと話す人もおり、今後、日本とアジアの国々の絆がますます深まっていくものと期待しています。

相手国の歴史や文化を重んじ
スムーズな法の継受を

神保一法整備支援とは対象国側からする



神保文夫(じんぼ ふみお)
名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程満了。名古屋大学大学院法学研究科教授・研究科長。専門分野は日本法制史。

は行われてきました。それは伝統的な裁判実務の経験があったからとも言えますが、西洋近代的な法典や法理論を継受した後にも、伝統的法実務や法意識とのギャップが長く残りました。

赤根一法整備支援は、ある意味、自然発生的な法の進化の過程を人工的に短期間で追いつかせる壮大な実験のような側面があります。明治時代の日本の場合は、列強の植民地になっていくアジアの国々や不平等条約を結ばされた自分たちの現状に危機感を抱き、ともかく形だけでも法制度を整えていく中で、次第に実務が追いついてきたというのが実態ではないでしょうか。また、日本は強制されたものの、どの法にするかは自分たちで選んできました。それに対して植民地化された国々はその自由もなかった。もともとの文化や歴史にそぐわないものを押しつけられて、今に混乱が残っているのではないかと感じています。だからこそ、法整備支援ではモノや制度をそのまま持つていくのではなく、スムーズに法が継受できるように、対象国の歴史や考え方を重んじることが重要なのです。

グローバル社会で活躍できる
これからの法曹の育成

神保一赤根先生には、名古屋大学に法科大学院が設置された翌年の2005年度から3年間、法曹を目指す大学院生の指導に

と、外国法を受け入れることになりました。うまくいくケースばかりではないと思いますが、いかがでしょうか。

赤根一おっしゃる通りです。欧米諸国による法整備支援では、自国の元の植民地に対して法を押しつけたり、独立後も自国の法に似せたものをつくらせたりすることが少な

あたっていたいただき、その際も大変お世話になりました。

赤根一検察官では私が初めて実務教員として教壇に立ち、その際、CALEのお仕事もお手伝いさせていただきました。当時、講義で心がけていたのは、実務と理論の架け橋となる内容です。学生さんには「実務の前に、まず理論をきちんと学ぼう」と声をかけ、理論を踏まえた上で、なぜ実務がこのように運用されているのか考察できるように教えていたつもりです。自分が経験した事件などをもとにストーリー性のある事例問題をつくり、いつも学生と一緒に真剣に議論を交わしていたことを思い出します。

神保一当時の学生はいかがでしたか。
赤根一名古屋大学の学生さんは非常に能力も高いし、実力もある。ただ、私も名古屋出身ですが、東海地方出身の学生が多いためか地元志向が強いように感じました。そこで、「名古屋大学は法整備支援論のような講義を設けているので、グローバルな法曹を目指して、ぜひもっと世界に目を向けてください」と、何かにつけてお話をさせていただきました。今の時代、企業も当然のようにグローバル化し、地元においても世界に目を向けていないと、法曹の仕事はできません。法律家である以上、国際的な感覚を磨くことは不可欠なのです。

神保一おっしゃる通りですね。そこで法科大学院では、センターでのインタビューなど、



赤根智子(あかね ともこ)
東京大学法学部卒業。検事。元名古屋大学大学院法学研究科教授。現在、法務省法務総合研究所長。

CALIEの活動に参加ができる機会を設けています。既に何人かが参加していますが、さらなる広がりを期待したいところです。

赤根一実、名古屋大学出身で法整備支援に関わっている弁護士の方々は、とても多いと思います。大学院で学んでいる間にCALIEの活動などに触れたおかげで、目が開かれて国際的な活動を始める方もいるのではないのでしょうか。

神保一ええ。あるいは、もともと国際協力や海外支援に関心があり、それを法の分野で専門的にやりたいと名古屋大学を選ぶ学生もいます。もちろん、法曹になるための勉強が第1だと思えますが、アジアへの強みを生かしつつ、優秀な法律家を国内外へ送り出すことが名古屋大学法科大学院の役割

だと思っています。

赤根一「そうですね。企業の海外進出の際、もつと日本の法律家が支援できるように力をつけていただきたいですし、国連をはじめ国際機関で活躍する日本の法律家が増えることも私は期待しています。世界的な機関に日本人がいれば、日本の考えを発信しやすくなるはず。そういう意志も育てていくのが、これからの法曹を送り出す法科大学院の役割ではないでしょうか。将来、世界でエキスパートを目指すような教育をしていただきたいと願っています。

神保一「法曹の活躍のフィールドはグローバルに広がっています。ぜひご期待に応える質の高い教育を行いたいと思います。本日はありがとうございました。」



アジアで活躍する修了生

グローバル社会が広げる、法曹のキャリア選択

私は2007年に名古屋大学法科大学院を修了し、司法修習を経た後、名古屋大学法学研究科特任講師としてウズベキスタンに派遣され、日本法教育研究センターで日本法を教えるという業務に携わりました。その後はウズベキスタンJICA専門家、イギリス留学を経て、現在はネパールでJICA専門家として勤務をしています。

私の例は、弁護士実務をまったく経験せずに直接、法整備支援の世界に飛び込んだ非常に特殊な例だと言えるでしょう。このようなキャリア形成はリスクが高いとして、躊躇する方が多いかもしれませんが、私はこの経験によって、司法修習後にそのまま弁護士事務所就職するよりも、かえってキャリアの選



社本洋典 (しゃもと ようすけ)
独立行政法人国際協力機構 (JICA)
ネパール国個別専門家 (法整備アドバイザー)、弁護士。

日本法教育研究センターの挑戦

名古屋大学は2005年以降、ウズベキスタンを皮切りに、アジア各地に日本法教育研究センターを開設してきました。日本語による日本法の教育という新たな道を拓き、さまざまな分野へ優秀な人材を送り出しています。

カンボジアセンターの立ち上げに携わって

名古屋大学日本法教育研究センター(以下、センター)は、現在、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオスで、日本語教育及び日本語による日本法教育を行っています。私は、2008年から3年間、特任講師としてカンボジアセンターの立ち上げに携わり、センター運営と日本語教育を担当しました。当時の試行錯誤の経験にふれながら、センターについてご紹介したいと思います。

センターの無謀な? 挑戦

センターは、日本語によって日本法を研究し、自国の法整備に貢献できる人材

の育成を目標としています。それは、現地で学ぶ学生にとって法学の知識(現地の法と日本の法)とアカデミックな日本語の両方が求められるという意味で、非常に高い目標です。

センターの学生は、1年目に集中的に日本語を、2年目は日本法を学ぶための基礎知識となる日本史・公民を、3年目から日本法の基礎を学び始めます。ほとんどの学生は、入学後に「あ・い・う・え・お」からスタートしますが、およそ2年半で法学の短い論文を日本語で書き、3年半で大学院進学のための研究計画を書き、推薦試験を受けることになるのです。

このようなセンターの教育は、他に例がなく、あまりにも無謀な挑戦に響くよ



カンボジアセンターの一期生と、センターの前でセタカざり。(2011年、筆者後列右から二番目)

宮島良子

法学研究科 特任講師

宮島良子 (みやじま りょうこ)
名古屋大学大学院国際言語文化研究科博士課程後期課程中途退学。
2008年～2011年、カンボジア日本法教育研究センター勤務。現在、名古屋大学大学院法学研究科特任講師。専門分野は日本語教育。

タシケント国立法科大学 ①
 開所/2005年 学生数/41名
 修了生/42名
 国名/ウズベキスタン

1991年にソ連から独立したウズベキスタンは、社会主義体制から市場経済への移行と、それに伴う社会変容により、さまざまな法的課題を抱えています。まもなく10周年を迎えるセンターからは3人の修了生が日本語で博士論文を執筆し、名古屋大学の博士号を取得しています。

モンゴル国立大学 法学部 ②
 開所/2006年 学生数/43名
 修了生/31名
 国名/モンゴル

1990年代初頭に社会主義体制から市場経済へ移行したモンゴルは、司法改革や土地私有化に伴う法整備等の課題に直面しています。センターは、名古屋大学博物館・環境学研究所の拠点であるフィールド・リサーチ・センターと連携し、環境問題に関する調査などの特色ある取り組みを行っています。

ハノイ法科大学 ③
 開所/2007年 学生数/64名
 修了生/37名
 国名/ベトナム

1986年に開始したドイモイ(刷新)政策により、社会主義体制の下での市場経済化・法の支配の確立に取り組んできたベトナムでは、法制度改革を担う人材が求められています。近年は、製造業のみならず金融機関・法律事務所などの日系企業も進出し、センター修了生の活躍の場が広がっています。

カンボジア王立法経大学 ④
 開所/2008年 学生数/62名
 修了生/25名
 国名/カンボジア

長年の内戦を経て、深刻な法律家不足に直面したカンボジアでは、1991年より国際機関等による法整備が始まり、日本政府も民法・民事訴訟法の起草を支援しました。現在は、新しい法律を根づかせるための法律家育成が求められており、センターの果たす役割はますます重要になっています。

ホーチミン市法科大学 ⑤
 開所/2012年 学生数/129名
 国名/ベトナム

ベトナム最大の商業都市ホーチミンには、日本をはじめとする外国企業が盛んに進出しています。名古屋大学が直接運営する他のセンターとは異なり、ホーチミン市法科大学が設置する「日本法コース」のカリキュラムや運営をサポートする形をとっています。

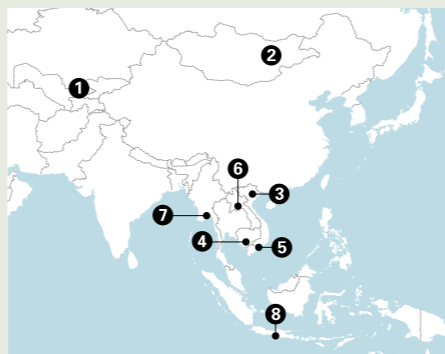
ラオス国立大学 ⑥
 開所/2014年 学生数/21名
 国名/ラオス

社会主義体制の下で市場経済化を進めるラオスは、アジア諸国の陸路の中継点に位置し、ASEAN経済統合に適した法の整備が急務となっています。2014年11月、センターが迎えた26人の第1期生には、将来、法整備を担い、日本とラオスの友好の礎となることが期待されています。

※学生数、修了生数は2014年12月末現在です。

名古屋大学法学研究科は、アジア各地のセンター①～⑥において、日本語による日本法教育のプログラムを実施しています。ほかにも、ミャンマー⑦、インドネシア⑧に、主に研究活動を行うセンターを設置し、現地の研究者と共同して研究を進めています。

アジアに展開する 日本法教育研究センター



ヤンゴン大学 ⑦
 開所/2013年
 国名/ミャンマー

ガジャマダ大学 ⑧
 開所/2014年
 国名/インドネシア



論文発表会の様子。モンゴル、ウズベキスタンのセンターとテレビ会議でつなぎ、自分の論文について日本語で報告している。(カンボジア、2011年)



ラオスセンターの1年生。午前中はセンターで日本語の授業を受け、午後はラオス国立大学の正規課程で法学を学んでいる。(ラオス)



ボランティアの方々の指導のもと、書道を体験する学生たち。(ベトナム・ホーチミン)



2014年度夏季セミナーに参加した男子学生。各センターから選抜された23人の学生が、約2週間の研修プログラムに参加した。(名古屋大学・豊田講堂前)

うで、日本語教育関係者からの否定的な反応も珍しくありません。

法学教育と日本語教育を結び

一般的な日本語教育では、日本語能力試験の合格を目指します。しかし、日本語能力試験は、幅広い場面で使われる日本語を「理解する能力」を測るものにならず、たとえ1級に合格していても、研究計画や論文を「書く能力」の証明にはなりません。

そこで、センターでは、法学分野の研究に必要な日本語に焦点を絞って、前述のようなカリキュラムを編成し、独自の教材を開発してきました。例えば、語彙や表現を厳選しており、法学に関連する語彙は徹底的に覚えさせ、そうでないものは

紹介程度にとどめています。また、法学の講義を聴いて理解できるように、初級段階から敬語を重点的に教えるなどの工夫をしています。そのため、専門分野について日本語で読み書きができ、活発に議論できたとしても、実は、日常会話で必要なくだけた日本語は苦手な学生が多いのも事実です。

センター運営の苦惱と工夫

センターの高い目標は、着任当時の私を、別の意味でも悩ませました。カンボジアの人々は大変だと思うとすぐに辞めてしまふという話を耳にしたからです。しかも、たとえセンターを修了しても、日本の大学院に留学できるのは、1人か2人程度にすぎないというのが厳しい現実です。

そこで、たとえ留学しなくても、あるいは途中で離脱してしまっても、センターで学んだことが意味のある経験になってほしいと願いながら、アカデミックスキルの養成、文化体験、日系企業訪問、インターンなどの活動を取り入れました。そして、日本が、名古屋大学が学生たちに何を期待しているのかを、丁寧に根気強く伝え続けました。

挑戦を可能にしたもの

以上のようなセンターの活動は、手弁当で無償講義を申し出てくださる法曹の方々、学生が苦手とする日常会話の練習相手になってくださるボランティアの方々、書道など文化体験を提供して下さる方々など、多くのサポーターの協力

に支えられてきました。

そして何よりも、知的好奇心を持ち、日本を信頼し、母国を愛する学生たちのひたむきな努力によって、センターの挑戦は決して不可能なものではないということが証明されてきました。カンボジアセンターの修了生は、大学院進学以外に、JICA(司法省のリーガルアシスタント)、弁護士事務所、コンサルティング会社、日系企業などに就職し、活躍しています。

センターの試行錯誤は現在も続いています。内外にサポーターを増やしませんが、学生たちとともにこれからも努力し続けていきたいと思っています。



横溝 大(よこみぞ だい)
東京大学大学院法学政治学研究
科博士課程中退。名古屋大学大
学院法学研究科教授。専門分野は国
際私法、国際民事訴訟法。

TRAN Thu Trang
(チャン・トゥ・チャン)
名古屋大学大学院法学研究科博士課程
前期課程1年。ベトナム出身。
日本法教育研究センター(ハノイ)修了。

KARAKETOV Maksud
(カラケトフ・マクスド)
名古屋大学大学院法学研究科博士課程
後期課程3年。ウズベキスタン出身。

※本座談会は2014年8月に実施しました。留学生の学年は当時のものです。

を専攻し、その中でも代理制度に興味を
持つて学んでいます。

横溝一法学研究科では、各国の若手行政
官に向けたプログラムや博士課程教育
リーディングプログラムなどでも、アジア
各国から実に多くの留学生を受け入れて
います。実際、留学生のお二人は法学研究
科での研究生活をどう感じていますか。

マクスド「アカデミック・フリーダム」と
いう信念のもと、学生が自由に研究した
いテーマを選び、それを先生方がサポー
トしてくださる環境はすばらしいと思っ
ています。今、博士論文を執筆中ですが、
1、2週間に一度は教授に見せ、細かくア
ドバイスをいただいているところです。

チャン「本当に先生方は熱心に教えてく
ださいますよね。母国ではまず講義を集
中のに受け、その後、短期間で論文を仕上
げるというスタイルでしたが、日本では
少しずつ論文を書き、その都度、先生のコ
メントをいただくことで、より研究内容
が深まっていくのを感じます。

横溝「日本のゼミのスタイルは、どう思
いましたか？ゼミでは特定の課題につ
いて自分で調べて自分の考えを提示した
上で、ほかの学生や教授の発表について
も批判的に議論することを求めますが、
チャン「私はまだ先生の意見を批判する
ところまでは達していませんし、論文を
書くにしても日本の法的用語の正確な

ニュアンスが掴みきれず、もっと日本語の
勉強が必要だと感じています。でも、日本
人の先生のもとで日本法を学ぶことで、自
分の考えも及ばない世界を教えていただ
くことができます。ゼミの学生数が少なく、
先生にすぐ相談できるのも魅力ですね。
マクスド「やはり文化によって考え方や
勉強法の違いがあるので、注目する問題
点が違うなど、そこは理解するまでに時
間がかかりました。ただ、ゼミで経験豊富
な先生から批判や指摘を受け、目が開か
れることが多々ありますし、日本人の先
生だけでなく、外国人の先生方にも相談
できるので、いろいろな視点から物事が
考えられるようになると思います。

名古屋大学が挑戦する 「アジアサテライトキャンパス」

横溝「名古屋大学は2014年8月に「アジ
アサテライトキャンパス学院」を設置し、現
地にながら博士号を取得できる全学的
なプログラムをスタートさせました。も
ともと名古屋大学に留学して修士号を取
り、現在は各国で活躍している方々のニーズ
に応えるもので、まず、ベトナムとカンボ
ジア、モンゴルで開始し、将来的にはウズ
ベキスタン、ラオス、ミャンマーなどに設
置する予定です。
マクスド「このプログラムは、アジアの学生に
とって大きなチャンスです。母国で仕事を

留学生に選ばれる教育力

法学研究科には、アジア各国から多くの留学生が集まり、
アジアを舞台にした教育・研究活動は、拡大を続けています。
なぜ、名古屋大学が選ばれるのか。
教授と留学生の語り合いの中で、その理由が見えてきました。



学びやすい教育環境を整え
言語や文化の壁を越えて力を鍛える

横溝「法学研究科の特長の一つは、留
生が学びやすい充実した教育体制にあり
ます。総合法政専攻の国際法政コースが
中心となって留学生を受け入れています
が、その中に英語で講義・論文指導を行う
英語コースと、アジア各国の名古屋大学
日本法教育研究センターで学んだ学生を
受け入れる日本語コースを整備していま
す。英語コースは1999年の設置で
すが、今でも英語だけで博士号が取得でき
る日本の法分野の大学は数少なく、名古
屋大学の強みと言えるでしょうね。

マクスド「まさに僕が名古屋大学に留学
する決め手となったのも、英語コースで
した。学部時代から研究している民事調
停法は、日本の法が世界的にも最も優れ
たモデル。それを研究して母国に紹介し
たいと思い、英語コースで学ぶことにし
たんです。興味があれば日本語を学ぶこ
ともでき、今では日本語も話せるようにな
りました。

チャン「私はベトナムの大学在学中、母
語以外の言語で他国の法が勉強できる点
に魅力を感じ、日本法教育研究センター
で日本語と日本法を学んできました。卒
業後、弁護士になろうと法律事務所に就
職しましたが、夢を抱きつつも、もっと勉
強がしたいと名古屋大学へ。現在は民法

続けながら研究ができるため、キャリアが
途絶えず就職の心配もありません。家族が
いる人にとっても魅力的だと思います。
チャン「政府機関の公務員だけでなく、
弁護士や大学の講師なども応募できると
伺いました。弁護士であれば実務の経験
を積みながら、研究も継続できますし、職
種を越えて学生同士の交流も図れるので
はないでしょうか。

横溝「そうですね。法学研究科がアジア
で培ってきた実績を活かすとともに、現
地にもスタッフを置いてサポート体制を
手厚くし、距離の問題を十分に補える高
いレベルの教育を行う予定です。国家の
中枢を支える人材をアジア各国で育てる
という非常に野心的なプログラムですが、
ぜひ成功させたいと思っています。

次世代リーダーを育てる アジアサテライトキャンパス学院

名古屋大学は、アジアの次世代リーダーを育成するアジアサテライトキャンパス学院を設立し

2014年10月、カンボジア、ベトナム、モンゴルにサテライトキャンパスを開設しました。今後はウズベキスタン、ラオス、ミャンマーなどにも開設する予定で、アジアでのネットワークを拡大しています。

名古屋大学では、これまで法学研究科の法整備支援における人材育成プログラムや医学系研究科のヤングリーダーズプログラム（YLP）、生命農学研究科、国際開発研究科などにより修士号取得のためのプログラムを提供し、アジア各国の副大臣、局長クラス、大臣秘書官といった政府機関などの幹部人材の育成に貢献してきました。

彼らの中にはさらに博士号取得を希望する者が少なくないにも関わらず、途上国の行政官などを対象とした博士号取得のためのプログラムがほとんどないこと、各国の中枢を担う幹部は長期に職場を離れられないことから、博士号取得の機会がきわめて限られています。

このような状況を踏まえ、名古屋大学では、これまでのアジア地域における他に類

のない実績と経験を活かし、各国政府機関などの幹部に対して、長期に職場を離れることなく博士号取得を可能とする「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」を立ち上げ、2014年8月、アジアサテライトキャンパス学院（ASCI）を設立しました。このプログラムでは、名古屋大学キャンパス（本邦キャンパス）とASCIが対象国に開設するサテライトキャンパスとの緊密な連携の下、テレビ会議システムなどのICT（情報通信技術）を活用した遠隔指導、研究指導教員の派遣やサテライトキャンパスの特任教員による現地での指導、本邦キャンパスでの短期スクーリングなどにより質の高い博士課程教育を行います。既にアジア3か国での教育が始まっており、全国初の試みに注目が集まっています。

アジアで活躍する修了生

留学で得た知識とネットワークを実務に活用

私は、1985年に最高人民議会（現在の国会）に就職後、2000年10月から2003年3月までJICAの「留学生支援事業人材育成奨学計画（JDS）」の奨学金を得て名古屋大学法学研究科の博士前期課程に留学し、行政法を学びました。厳しくも温かくご指導くださった指導教員の紙野先生をはじめ、留学生担当の奥田先生、学生のボランティアグループ（SOLV）の皆さんには、特にお世話になり、大変感謝しています。

帰国後、名古屋大学で得た日本法の知識を実務でも役立てています。2004年から2008年までは国会外交局に勤務し、2009年から法務局長を務め、ラオス

の国際人権規約への批准に関わる準備作業、国会での立法作業に従事してきました。その間、ラオスの条約批准の手続き、立法手続きの改善について意見を求められた際には、名古屋大学で得た日本法の知識を提供しました。また、ラオスが官報を整えようとしたときに、ベトナムの同窓生からベトナムの状況を教えてもらい参考にしました。ラオス国内でも、立法作業で法情報が欲しいときに、各司法関係機関に勤めている元留学生に連絡を取るなど、名古屋大学元留学生の国と機関を越えたネットワークは、実務の上でとても役に立っています。



アムバイ・チッターノン (Amphay Chitmanonh)
ラオス・国会法制局長



法学研究科教授
姜 東局

法学研究科教授
國分典子

法学研究科教授
宇田川幸則

日中韓の共なる未来へ

日本と中国と韓国。国同士の政治状況を遥かに先んじて、名古屋大学の法学関係者は、3か国間での連携を進めてきました。共なる未来を築こうとするその挑戦の最前線を3人の研究者が語り合います。



國分典子(こくぶん のりこ)
慶應義塾大学大学院法学研究科
後期博士課程単位修得退学。法学
博士。名古屋大学大学院法学研究
科教授。専門分野は韓国憲法、憲
法思想史。

機関としてアジア法を研究し 日中韓の強いつながりを築く

宇田川一 昨今、日中韓の関係は悪化し、経済面では2014年上半期の対中投資が半減する状況です。しかし、法学部・法学研究科が行う「キャンパス・アジア」^(※1)は順調に活動を続け、CALEでも日中韓の協力関係を築いています。長年にわたる大学間、個人間の交流が支えになっ

ているとも感じます。
國分一問題は国際関係というより、国内的な要因から出てきているように思いますが、日中韓は経済的にも学問的にも文化的にも強いつながりがあり、個人間の関係が今さら逆戻りすることはないでしょう。姜一もまったくその通りです。ところが、日中韓の関係は経済分野の相互依存度が高

まる一方、政治・安全保障の対立が深刻化し、この状況はアジア・パドックスと呼ばれるされています。ただ、これが解消されれば、アジアは世界の先頭に立てる可能性がある。そのとき、法学部・法学研究科やCALEの果たす役割は大きいのではないのでしょうか。

宇田川一 そうですね。法学部・法学研究科はCALE設立以前から、企業や同窓生からの寄附金(A.P.基金)を活用して、「アジア太平洋地域法政研究教育事業」を展開してきました。そして、名古屋大学、韓国、中国、台湾の研究者が、東アジア地域で行政法を共同で研究しようと意気投合したことをきっかけに、1995年に東アジア行政法学会を設立し、現在も活動が続いています。当時、先見の明があつ

たのは、法学部・法学研究科が機関としてアジア法研究を始めたことでしょうか。それが今やアジア各国を先導する一つのモデルとなっています。

國分一 私は今年度着任し、これまで外から名古屋大学やCALEの取り組みを見てきました。日本ではアジア法の研究者は少数派。しかし、法分野で日本が中韓と密接な関係を築けたのは名古屋大学やCALEの支援によって、研究者同士のネットワークが広がり、研究活動が発展したことも大きいと思います。

姜一 CALEはアジアにおけるアジア法研究・法整備支援の拠点です。例えば、これから法整備支援を進めようとしている韓国の省庁の人材も、CALEへ研修や調査に訪れました。一方、韓国が中心と



姜 東局(カンドングック)
東京大学大学院法学政治学研究
科博士後期課程修了。博士(法学)。
名古屋大学大学院法学研究科教授。
専門分野は東洋政治思想史。

なって設立したアジア各国の法情報を英語で共有するALIN(Asia Legal Information Network)には、CALEが日本で唯一の機関として参加し、両国の関係が深まっています。

宇田川一 こうした良好な関係の背景には、法整備支援と同時に対象国研究に取り組んできたことが挙げられるでしょう。他国の法整備のお手伝いをするには、当然、相手国を理解することが必要です。まずは基礎的な研究が重要であり、個別の協力関係が次の道を拓いてきたとも言えます。

東アジア共通の法を求めて お互いに学び合う

國分一 なぜ中国や韓国の法を研究するのかと、疑問に思う方も多かもしれません。

原則で動いているのか理解することが重要だと思えます。その意味で外国法の研究の必要性は非常に高い。最近の法分野は、ほかのアジアの国々の方が日本より進んでいる面もあり、お互いに学び合うことで、近代法に替わる共通の原理原則を見つかることも可能ではないかと思っています。

日中韓の大学による法整備支援と 人材育成が未来への解

姜一 現在、中国人民大学とソウル大学にもCALE型の研究所が設立され、いよいよ3か国が対等な協力関係のもと、法整備支援やアジア法の研究ができる段階になりました。ここで重要なのは法整備支援を大学が担うことです。大学は国益とは距離を置くことができ、政治状況に関わらず協力できるはずで

國分一 おっしゃる通り、法整備支援はある面で非常に国家的な利益と結びつくところがあります。しかし、利益に惑わされず対象国の目線でどれだけ協力できるかを考えるには、大学の役割が大きいく、大学同士だからこそ提携できるので

宇田川一 そうですね。日中韓6大学でアジア共通法の構築を担う人材育成を目指す「キャンパス・アジア」も、今後の3か国間の連携につながるものです。既に名古屋大学の学生は20人程が留学を経験していま

すが、驚くほどの成長を遂げました。国の支援が受けられるプログラムとしては期間に限りがありますが、中国・韓国の大学でも評判が良く、ぜひ続けたいと考えています。姜一本当にそうですね、研究者や法律家など非常にレベルの高い人材を輩出しています。大学院の進学先として名古屋大学を選んで留学生が戻ってきたり、中韓のメディアで取り組みが取り上げられたりと予想外の成果もあり、優秀な人材を日本に招くという点でも役立っていると思えます。

國分一 「キャンパス・アジア」は若い人が海外へ行くきっかけになり、行けば新しい視点が得られます。それによって若い世代では、欧米中心の法律の発想が変わってくるかもしれません。留学先で生まれた学生同士のつながりも、今後、かけがえないものになるはずで

宇田川一 これまで日本は、中韓両国との関係について知日派に頼り過ぎていた面があると思います。しかし、これからは日本から両国のことを理解した人材を送り出していくべきです。もっと肌感覚で中国や韓国について理解できる人を育てなければなりません。今後も日中韓で教育・研究活動を行い、「アジア法研究」と言えば名古屋大学と、アジアだけでなく世界にも示せるよう強みを磨いていきたいと思



宇田川幸則(うたがわ ゆきのり)
北海道大学大学院法学研究科博士
後期課程中退。名古屋大学大学院
法学研究科教授。専門分野は基
礎法学、現代中国法。

確かに法分野はどちらかと言えばドメスティックな学問で、海外に目を向けたとしてもこれまでは欧米に偏りがちでした。しかし、今は実社会に出れば近隣諸国を意識せざるを得ず、社会基盤となる法の共有の必要性が高まっています。私自身は韓国の歴史研究をしています。日中韓は近代化の過程で、法制度や近代的な思想を導入しようというモチベーションが似ていますし、近代化以前の思想的な基盤も共通しています。こうした歴史を踏まえると、日中韓の現代の法思想や法制度の基盤も通じるものがあるはずで、それを探究することが私たち自身を考えることにもなると思います。

支配してきた世界全体のルールは転換期を迎えています。今、世界は多様な地域の経験や考え方も含んだ、より複雑で豊かな普遍性を求めるようになりました。例えば、日本の思想家の考えを一国のレベルでとらえるのではなく、東アジアという地域の目で見つめてみる。すると、そこに共通する民主主義や人権といった思想的な遺産は、東アジア共通のルール、地域レベルの公共財として役立つはずで

環境問題をはじめ一国では対応できない課題が山積するからこそ、日中韓は国という壁を越えなければなりません。宇田川一 いろいろ問題はあっても、隣り合った国同士、引越すわけにもいきません。「よくわからない」とあきらめてしまふより、その国の人々がどういう原理

(※1)
キャンパス・アジア
大学の世界展開力強化事業「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援の一つで、日中韓3か国の交流を促す「CAMPUS Asiaパイロット・プログラム」のこと。名古屋大学は中韓の大学と連携し、留学支援や単位の相互認定などを行っている。

アジアで活躍するグローバル人材を アジアで育て送り出す

アジア人女性として
子どもと女性の人権保護に携わりたい

2年次9月から3年次6月までの2学期間、中国人民大学で勉強させていただきました。特に障がい者の人権保護のための臨床授業では、障がいを持つ学生やその保護者、彼らの教育に携わる教師、公益弁護士との交流という貴重な機会をいただき、社会的弱者の法的能力向上のための法整備の必要性を再認識しました。留学と言えば「欧米」という固定観念を持っていた私ですが、この留学が、アジアの社会、法に目を向けるきっかけとなり、より高度な専門性を身につけたいと思うようになりました。アジア人女性だからこそできることを見つけ、将来は、かねてから関心のあった子どもと女性の人権保護に携わりたいと考えています。



キャンパス・アジア 派遣学生
伊藤光理 (いとう ひかり)
法学部4年

留学先:
中国・北京、中国人民大学
(2012年9月～2013年6月)

カンボジアでの経験や想いが
今の学ぶ姿勢につながっている

2年後期の半年間、カンボジアに留学しました。同世代のカンボジア人の友人と一緒に遊んだり語ったりしたことは忘れられない思い出です。日本人学生にはないたくましさや語学への熱心さを、彼らから分けてもらえました。私はクラスで唯一の外国人。ときにカンボジア人の融通の利き過ぎるところに驚くことがありましたが、日本との違いを受け入れる余裕を持つことで日常生活でも現地に馴染めました。また、半年間、文化の異なる環境に身を置き、さまざまな方とお会いする中で、自分の視野の狭さを痛感しました。その想いが多様な経験を積み、多くのことを知り、より深く考えようとする今の姿勢につながっていると思います。



キャンパス・アセアン 派遣学生
小田侑哉 (おだ ゆうや)
法学部3年

留学先:
カンボジア・プノンペン、王立法経大学
(2013年9月～2014年3月)

世界で花開け、「アジアの力」

名古屋大学法学部・法学研究科は、この四半世紀の間、アジアと共に学び、研究することを目標に掲げ、40以上ものアジアの大学・研究機関との学術交流協定の締結、1,000名を超える留学生を迎えてきました。「激動するアジア」は「躍動するアジア」へと着実に変貌し、「アジア力」はグローバル時代の世界に大いなる希望と可能性を与え続けています。法学部・法学研究科で学んだアジアの留学生は、今や国家の中核人材として活躍し、さらにアジアから世界に向けて法曹、学術のネットワークの形成に力を尽くしています。

悠久なる歴史に育まれたアジア、豊かな大地に根を下ろし輝き続けるアジア、不撓の精神と無限の優しさをもって挑戦するアジア、こうした「アジアの力」を今後長きにわたって教育と研究の場で大きく花開かせる。そんな法学部・法学研究科でありたいと考えています。



定形 衛 (さだかた まもる)
神戸大学大学院法学研究科博士
後期課程単位修得退学。名古屋大
学法政国際教育協力研究センター
教授。専門分野は国際政治学。

名古屋大学が開拓する
アジア力と法学の未来

発行年月／2015年2月
企画編集／名古屋大学総務部広報渉外課
法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町
Tel.052-789-2016
<http://www.nagoya-u.ac.jp/>